

簡易焼却炉設置に補助

一般廃棄物の処理については、ステーション方式により、八日市場市ほか三町環境衛生組合で、収集及び処理をしていますが、廃棄物の増大により、最終処分場もあと数年で限界のような状況にあります。

そこで、町では今年から各家庭で簡易焼却炉を設置する場合、補助する制度を

設け、町民の皆さんに可燃ゴミの減量化を呼びかけることになりました。概要は次のとおりです。

設置申込要件

- ① 町が指定した焼却炉（別図）とすること。
- ② 焼却灰を自己処理できること。

申込先 当該集落の行政委員または役場保健衛生課

生課
申込期限 平成4年7月31日
補助金 資材費の半以内（約4,500円程度）

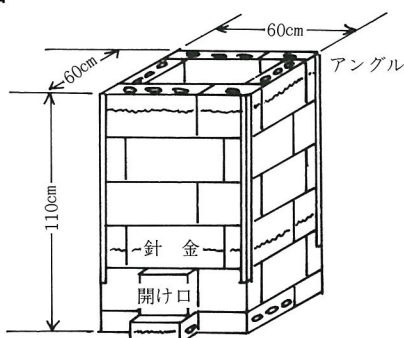
指定簡易焼却炉の設置及び補助制度について、詳しいことが知りたい方は、役場保健衛生課へお尋ねください。

指定簡易焼却炉の概要

資 材

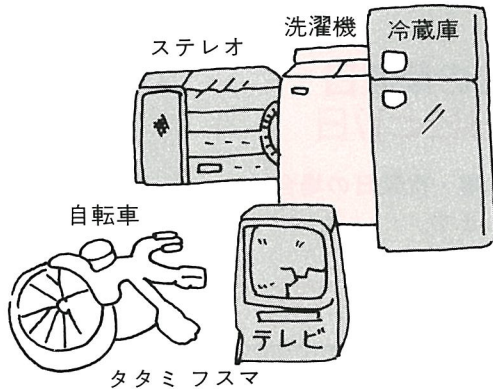
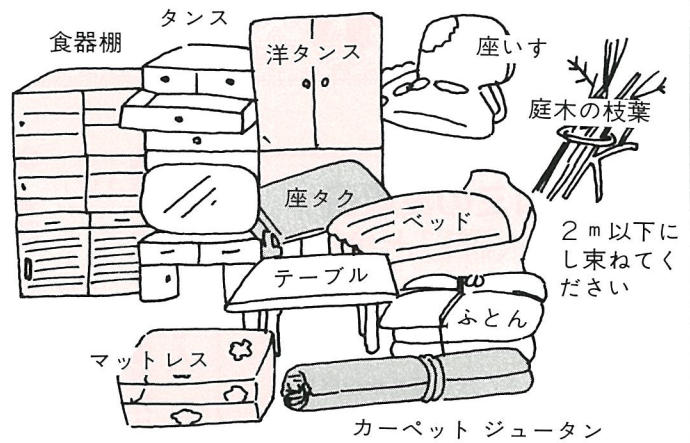
資 材 名	規 格 (mm)	数 量
軽量ブロック		36
(A)コーナー	100 × 185 × 385	13
(B)並 型	100 × 185 × 385	10
(C)コーナー	100 × 185 × 192.5	13
ト タ ン 板	500 × 250	1
ア ン グ ル	3 × 25 × 25 × 920	4
針 金	10番線 2,100	2
鉄 板	3 × 600 × 600	1
灰 か き		1
ロ ス ト ル		1

別図



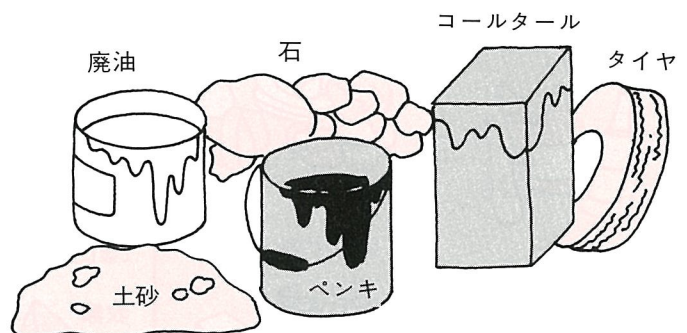
直接搬入するゴミ

●環境衛生組合へ直接搬入してください。



料金は100kg
 当たり400円
 です

出してはいけないゴミ



医療品類・医療廃棄物・農業用ビニール・農薬・農機具・コンクリート・燃えがら・汚でい・廃アルカリ・廃酸・その他産業廃棄物

事業所のゴミ

ゴミステーションには出せません。可燃ゴミと不燃ゴミを区分して搬入してください。

事業所・商店・飲食店など事業活動により生じたゴミは、自家処理するか直接搬入してください。